○ 協議の結果の見方

「協議の結果」は横に２ページに分割して表示しています（下記のとおり）。

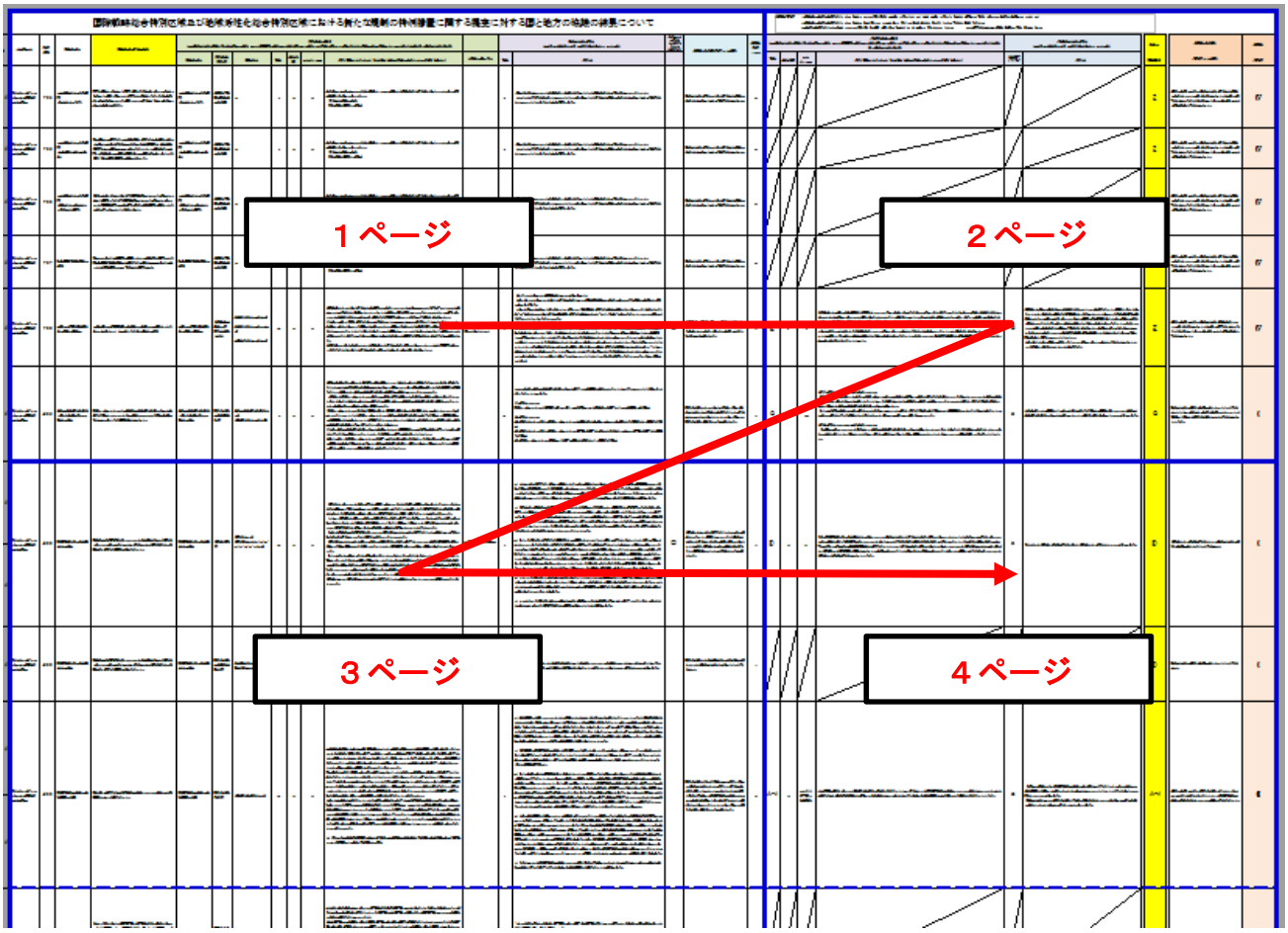

○ 省庁の見解における対応欄の内容

Ａ－１：指定自治体の提案どおり総合特区で実施
Ａ－２：全国展開で実施
Ｂ：条件を提示して実施
Ｃ：代替案の提示
Ｄ：現行法令等で対応可能
Ｅ：対応しない
Ｆ：各省が今後検討
Ｚ：指定自治体が検討

○ 指定自治体の回答における対応欄の内容

ａ：了解
ｂ：条件付き了解
ｃ：受け入れられない
ｄ：その他

○ 内閣府整理の内容

Ⅰ：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの）
Ⅱ：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
Ⅲ：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの
Ⅳ：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

※ 上記は基本的な考え方であり、協議内容に応じ、これに依らない場合もある。